# ２３　民主主義と地方自治の基盤である公明かつ適正な選挙の確保に関する緊急提言

この度参議院議員通常選挙が執行されたが、今、我が国では、人口減少社会の中、投票率の低下が進んでおり、民意による政治を基本とする民主主義の未来が危ぶまれていると言わざるを得ない。

そして近時、有権者の情報源として重要となってきたインターネット上では誹謗中傷や真偽不明な情報、再生数を稼ぐための過激な投稿などが拡散される事案が起き、あからさまに候補者の選挙運動を妨害する行為や、いわゆる「２馬力選挙」、不快にさせる内容やビジネス利用も含め選挙と無関係なポスターを掲示するような公職選挙法（以下「法律」という。）の規定に照らして違法な事例も発生している。

こうした状況を放置すれば、国民の選挙への信頼を損ない、政治への関心が低下し、民主主義と地方自治の土台が崩壊しかねない。

先の通常国会で、選挙運動用ポスターに品位保持規定などを設ける改正法が成立し、選挙運動に関する各党協議会から選挙におけるＳＮＳ利用の在り方と「二馬力」行為への対応についてメッセージが出されたところであるが、こうした課題の解決には至っておらず、政府・国会におかれては、民主主義と地方自治の基盤である公明かつ適正な選挙を確保するため、以下の事項について、早期に抜本的な対策を講じるよう強く求める。

記

## １　不適切なインターネット等の利用への対応

候補者や親族、関係者等への誹謗中傷や、ＳＮＳの閲覧数を稼ぐため、選挙を利用して過激な内容や真偽が不明な情報を投稿するなどの行為は、選挙結果に重大な影響を及ぼす可能性があり、また、選挙を利用して収益を得る行為は、健全な選挙を阻害するおそれがある。

表現の自由の保障を前提としつつ、ＳＮＳや動画配信サービスなどによる誹謗中傷、虚偽情報の拡散など選挙の公正を害するインターネットの不法利用等に対する罰則を法律に明記したり、プラットフォーム事業者の責任の明確化や選挙時のＳＮＳ広告収入停止等の措置を検討したりすることなどにより、選挙における適切なインターネット等の利用に向けた必要な措置を早急に検討し実行に移すこと。

## ２　候補者間の平等の確保等

当選の意思がなく立候補した者が他の候補者を応援するなどの行為（いわゆる「２馬力選挙」行為等）は、選挙運動の数量制限に抵触するおそれがあるなど、候補者間の平等を妨げるものであるほか、地域の代表を選ぶ選挙が行われる地域以外で実施される選挙運動は、選挙運動費用の一部を公費で負担する公営制度の趣旨にも反するなど、有権者の前で互いに十分な政策論争を公平に行い有権者の審判を仰ぐという本来の選挙のあり方を根底から揺るがすものである。

立候補届出に際し、「自らの当選を目的として届出を行うこと」及び「自らの当選を目的とせず選挙運動のための行為を行うものではないこと」を宣誓させる仕組みを法律において明文化するなど、必要な措置を速やかに講じること。

## ３　品位保持規定の実効性の確保等

法律に定める政見放送や選挙公報、選挙運動用ポスターの品位保持規定の実効性を確立するため、継続的に実施状況を検証し、必要な措置を講じるなど、法律の趣旨に沿って公明かつ適正な選挙を保障する様々な対策を、法改正や厳正な法執行も含め緊急に実行すること。